

総務教育常任委員会資料

(令和5年6月12日)

陳情5年新時代創造第16号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
5年－16 (R5.6.7)	新時代創造	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を行うよう政府に求める意見書の提出について	
<p>▶陳情事項</p> <p>政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准するよう求める意見書を提出すること。</p>			

▶陳情理由

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年の国連総会で採択され、締約国189か国中115か国が批准（2023年1月現在）している。条約締約国の個人又は集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。

国連の女性差別撤廃委員会や国連人権理事会は、日本政府に対し、同条約選択議定書の批准を重ねて勧告している。

国の第5次男女共同参画基本計画においても、「諸外国のジェンダー平等に向けた取組のスピードは速く、我が国は国際的に大きく差を広げられている。まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない強力な取組を進め、法制度・慣行を含め、見直す必要がある」とした。この立場に立って、政府がただちに取り組むべきである。

▶提出者

新日本婦人の会鳥取県本部 会長 山内 淳子

現状と県の取組状況

執行部提出参考資料

令和新時代創造本部（女性活躍推進課）

【現状】

- 1 女子差別撤廃条約は、1979年12月に第34回国連総会において採択され、我が国は1980年7月に署名、1985年6月に批准した。
- 2 女子差別撤廃条約選択議定書は、1999年10月に第54回国連総会において採択され、2000年12月に発効したが、我が国は批准していない。
- 3 女子差別撤廃条約 締約国189か国 うち同条約選択議定書 締約国115か国 [2023年6月現在]

<国における検討状況>

- (1) 選択議定書に規定される個人通報制度については、「国内の確定判決と異なる内容の見解が出された場合」、「通報者に対する損害賠償や補償の要請を求められた場合」、「法改正を求める見解が出された場合」等について、我が国の司法制度や立法制度との関係との関連でどう対応するかという論点があるとされている（令和2年3月26日参議院外交防衛委員会における茂木外務大臣答弁）。
- (2) 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）において「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結に向けて真剣な検討を進める」とされている。
- (3) 政府においては、人権に関する様々な条約に基づき設置された委員会等に対する個人からの通報事例を可能な限り収集し、同委員会等の対応等について研究するため、「個人通報制度関係省庁研究会」を開催している（直近では、令和3年8月30日に、省庁関係者及び国連の委員会の委員を務める外部講師が参加して開催されている）。
- (4) 我が国は、女子差別撤廃条約のほか、同様に個人通報制度を規定している自由権規約、児童の権利条約、障害者権利条約、社会権規約の選択議定書を批准していない。
- (5) なお、世界経済フォーラムが令和4年7月に発表した各国の男女平等度を順位付けした2022年版の「ジェンダーギャップ報告書」によれば、日本は調査対象国146カ国中116位、分野ごとの順位は、「教育」1位、「健康」63位、「経済」121位、「政治」139位となっている。

※女子差別撤廃条約選択議定書とは

- ・女子差別撤廃条約選択議定書は、条約の実効性強化のため、個人通報制度、調査制度などについて規定している。
- ・個人通報制度は、条約に定める権利を侵害された個人または集団が女子差別撤廃委員会（以下、委員会）に対して権利の侵害を通報し、委員会が通報内容を検討の上、見解又は勧告を当該締約国に通知する国連の制度。なお、通報内容について国内の救済措置が尽くされていることが通報の前提条件となる。
- ・調査制度は、委員会が条約に定める権利の重大または組織的な侵害を示唆する信頼できる情報がある場合に、その侵害の有無について調査し、調査結果を当該締結国に送付する制度。